

構造改革特別区域法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第五十八号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十条」を「第五十一条」に改める。

第二条第三項中、「第十三条、第十五条」を「から第十五条まで」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十五条」に、「第三十五条」を「第三十六条」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育及び研究並びに職業訓練を当該構造改革特別区域内の職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校(同号に規定する高度職業訓練で同号に規定する長期間の訓練課程(訓練期間が一年以上であることその他の文部科学省令で定める基準を満たすものに限る。)(以下この条において「特定高度職業訓練」という)を行うものに限る。以下この条及び別表第四号において同じ。)及び大学が連携して行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該職業能力開発短期大学校において行う当該特定高度職業訓練を修了した者(学校教育法第九十条第一項に規定する者に限る。)で、当該大学が当該大学に編入することができると同等以上の学力があると認めるものは、文部科学省令で定めるところにより、当該大学に編入することができる。

2 前項の認定に係る同項に規定する職業能力開発短期大学校は、文部科学省令で定めるところにより、当該職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況について評価を行い、その結果に基づき当該特定高度職業訓練の内容その他の当該特定高度職業訓練に関する事項の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、当該特定高度職業訓練の水準の向上に努めなければならない。

第三十六条を削る。

第三十五条中「別表第二十五号」を「別表第二十六号」に改め、第四章中同条を第三十六条とする。

第三十四条中「別表第二十四号」を「別表第二十五号」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(国立大学法人の特例)

第三十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条及び別表第二十四号において同じ。)がその所有に属する土地等(同法第三十四条の二に規定する土地等をいう。以下この条及び同号において同じ。)を当該土地等において革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行うおととする者に円滑かつ迅速に貸し付けることが、当該構造改革特別区域におけるイノベーションの創出(科学技術・イノベーション基本法(平成七年法律第百三十号)第二条第一項に規定するイノベーションの創出

をいう。)に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る国立大学法人による土地等の貸付けに係る国立大学法人法第十一条第八項、第三十四条の二、第三十六条及び第四十条第一項の規定の適用については、同法第十一条第八項中「この法律」とあるのは、「この法律若しくは構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十四条の二」と、同法第三十四条の二中「文部科学大臣の認可を受けて」とあるのは、「あらかじめ、文部科学大臣に届け出て」と、「ものを」とあるのは、「ものを構造改革特別区域法第三十四条に規定する者に」と、同法第三十六条第二号中「、第三十四条の二若しくは」とあるのは、「若しくは」と、同法第四十条第一項第二号中「この法律」とあるのは、「この法律若しくは構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十四条の二」と、同項第四号中「第八項」とあるのは、「第八項(構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第五十条を第五十一条とし、第四十九条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四十八条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(情報の提供等)

第四十七条 内閣総理大臣は、第三条第三項の提案をしようとする者又は第四条第一項の規定による申請をしようとする地方公共団体からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。附則第三条及び第四条中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

別表第四号を次のように改める。

四	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入事業	第十四条
二十四	国立大学法人による土地等貸付事業	第三十四条

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

(総合特別区域法の一部改正)
第二条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第四項及び第三十七条の二第四項中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第三条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一項の表構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の項中「第四十八条」を「第四十九条」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第三十四条」を「第三十五条」に、「第三十五条」を「第三十六条」に改め、同条第五項中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄
文部科学大臣 末松 信介

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第五十九号

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律

(消費者契約法の一部改正)

第一条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「差止請求権」を「差止請求権等」に、「第十二条の二」を「第十二条の五」に改める。

第三条第一項第二号中「応じ」の下に「事業者が知ることができた」を加え、「知識及び経験を」を「年齢、心身の状態、知識及び経験を総合的に」に改め、同項に次の二号を加える。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八条の二第一項に規定する定型取引合意に該当する消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者が同項に規定する定型約款の内容を容易に知り得る状態に置く措置を講じているときを除き、消費者が同法第五百四十八条の三第一項に規定する請求を行うために必要な情報を提供すること。

四 消費者の求めに応じて、消費者契約により定められた当該消費者が有する解除権の行使に關して必要な情報を提供すること。

第四条第三項第八号を同項第十号とし、同項第七号中「又は一部」を「若しくは一部」に、「その実施」を「又は当該消費者契約の目的物の現状を変更し、その実施又は変更」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該消費者に対し、当該消費者契約の締結について勧誘をするを告げず、当該消費者が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該消費者をその場所に同行し、その場所において当該消費者契約の締結について勧誘をすること。

四 当該消費者が当該消費者契約の締結について勧誘を受けている場所において、当該消費者が当該消費者契約を締結するか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該事業者以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該消費者が当該方法によって連絡することを妨げること。

第六条中(明治二十九年法律第八十九号)を削る。

第八条第二項中「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く)又は消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く)により消費者が生じた損害を賠償する責任の一部を免除する消費者契約の条項であつて、当該条項において事業者、その代表者又はその使用する者の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないものは、無効とする。

第九条の見出し中「無効」を「無効等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業者は、消費者に対し、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に基づき損害賠償又は違約金の支払を請求する場合において、当該消費者から説明を求められたときは、損害賠償の額の予定又は違約金の算定の根拠(第十二条の四において「算定根拠」という)の概要を説明するよう努めなければならない。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 差止請求権等

第十二条第一項中「以下」の下に「この項及び第四十三条第二項第一号において」を加え、同条第三項中「次項」の下に「及び第十二条の三第一項」を加える。

第十二条の二第一項第二号ただし書中「次条第一項」を「第十三条第一項」に改め、第三章第一節中同条の次に次の三条を加える。

(消費者契約の条項の開示要請)

第十二条の三 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるに疑うに足りる相当の理由があるときは、内閣府令で定めるところにより、その事業者又はその代理人に対し、その理由を示して、当該条項を含む消費者契約の条項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しているときは、この限りでない。

2 事業者又はその代理人は、前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない。

(損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請等)

第十二条の四 適格消費者団体は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項におけるこれらを合算した額が第九条第一項第一号に規定する平均的な損害の額を超えるに疑うに足りる相当の理由があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該条項を定める事業者に対し、その理由を示して、当該条項に係る算定根拠を説明するよう要請することができる。

2 事業者は、前項の算定根拠に営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう)が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き、前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない。

(差止請求に係る講じた措置の開示要請)

第十二条の五 第十二条第三項又は第四項の規定による請求により事業者又はその代理人がこれらの規定に規定する行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとる義務を負うときは、当該請求をした適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その事業者又はその代理人に対し、これらの者が当該義務を履行するために講じた措置の内容を開示するよう要請することができる。

2 事業者又はその代理人は、前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない。

第十三条第一項中「提供」を「収集及び提供」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に改め、同項第二号中「第八十六条第二項各号」を「第九十二条第二項各号」に改め、同項第三号中「以下この号において「暴力団員」という」又は「又は同号に規定する」を「第九十二条第二項各号」の下に「イから八までの」を加え、同号中「第八十六条第二項各号」を「第九十二条第二項各号」に改める。

第十四条第二項第八号中「収支計算書」を「又は次のイ若しくはロに掲げる法人の区分に応じ、当該イ若しくはロに定める書類(第三十一条第一項において「財産目録等」という)」に改め、同号に次のように加える。

イ 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人 同法第二十七条第三号に規定する活動計算書

ロ 一般社団法人又は一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二百三十三条第二項(同法第九十九条において準用する場合を含む)に規定する損益計算書(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五条に規定する公益認定を受けている場合にあつては、内閣府令で定める書類)